

## ◎ 平成 21 年度主要事業の予定と課題等について

### 1 ごみ処理広域化の推進について

#### (1) 平成 21 年度「横須賀市三浦市ごみ処理広域化」推進事業

##### 広域処理施設の整備に向けた準備事業

生ごみ資源化施設を組み合わせた焼却施設、不燃ごみ等選別施設、最終処分場の施設整備に向けた計画策定や調査を行う。

#### (2) 平成 20 年度実施事業

##### ① 「横須賀市三浦市ごみ処理広域化協議会」による取り組み

###### ア ごみ処理広域化基本調査

横須賀市と三浦市の 2 市によるごみ処理広域化の有効性を確認するための基本調査を行う。

###### イ 「横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画」の策定

「横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画（案）」を作成し、各市が実施するパブリック・コメント手続を経て、「横須賀市三浦市ごみ処理広域化基本計画」とする。

###### ウ 「循環型社会形成推進地域計画」の策定

循環型社会形成推進交付金を受けるため策定し、国へ提出する。

###### エ 「広域化実施計画」の策定

神奈川県ごみ処理広域化計画に基づき策定し、県へ提出する。

##### ② 広域化に向けた本市の取り組み

本市の役割分担となる広域処理施設の整備方法及び整備場所について検討する。

## 2 地球温暖化防止対策について

### (1) 地球温暖化に関する国及び神奈川県への動向

#### 1) 国の動向

- ① 「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部改正（平成 20 年 6 月閣議決定）
  - ・ 指定都市（特例市以上）の長が地球温暖化防止活動推進員を委嘱できる。
  - ・ 指定都市（特例市以上）の長が地域地球温暖化防止活動センターを指定できる。
- ② 「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮対策法）」の制定（平成 19 年 11 月施行）
  - ・ 価格以外の要素も考慮して温室効果ガス排出削減に配慮した契約の推進に努める。
  - ・ 温室効果ガス排出削減に配慮した契約の推進に関する方針の作成に努める。

#### 2) 神奈川県の動向

- ① 「神奈川県地球温暖化対策推進条例」の制定（平成 21 年 4 月施行を目標）
- ② 「クールネッサンス宣言」の展開

### (2) 本市の施策の現状

#### 1) 横須賀市地球温暖化対策地域推進計画」の推進

##### ● 計画の目標

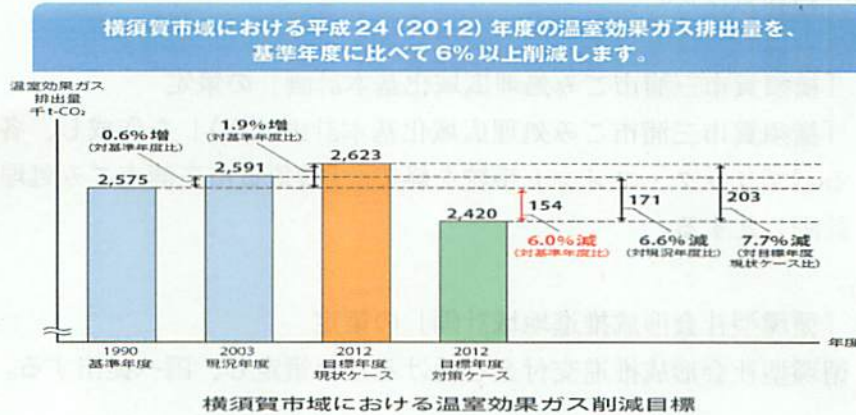


図 1 温室効果ガスの削減目標

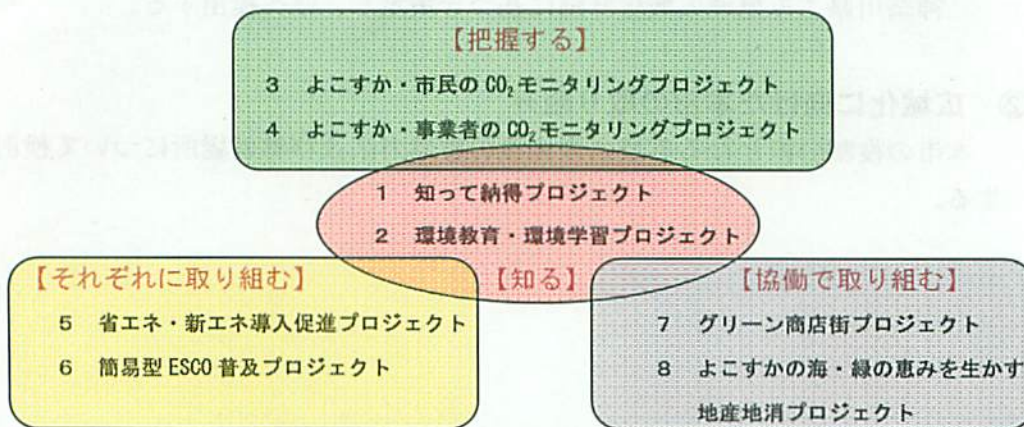


図 2 8つの重点プロジェクト

## 2) 「横須賀市地球温暖化対策実行計画」(市内率先行動計画)の推進

- ① 計画の期間・・・平成18年度から平成22年度
- ② 計画の目標・・・平成10年度(1998年度)を基準年度として、平成18年度から平成22年度までの5年間の平均で温室効果ガスを6.2%削減
- ③ 進 行 管 理・・・YES(横須賀市環境管理システム)において進捗状況を把握

## 3) 横須賀市の新エネルギー施策

- ① 新エネルギービジョンの策定(平成16年2月)
- ② 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業の実施
  - ・平成15年度から実施
  - ・平成20年度の補助予定額は、1kw当たり2万円、上限額10万円で予算の範囲内(8,000千円)
  - ・平成19年度実績は、補助件数140件



## 4) 横須賀市地球温暖化対策地域協議会の運営

- ① 平成18年10月設立(現在の会員数118・・・個人84、団体34)
- ② 平成20年度の主な活動
  - ・地球温暖化対策出前講座の実施
  - ・緑のカーテン普及モデル事業
  - ・「ストップ温暖化2008 in よこすか」の開催
  - ・よこすか打ち水大作戦の実施
  - ・ストップ地球温暖化展の実施(アイクルフェアで実施)
  - ・地球温暖化対策地域協議会ニュースの発行 など

## (3) 平成21年度以降の施策展開

### 1) 「横須賀市地球温暖化対策地域推進計画」及び「横須賀市地球温暖化対策実行計画」の見直し

- ① 平成22年度策定の「横須賀市新環境基本計画」との整合
- ② 国の法改正や神奈川県の方針、社会情勢を踏まえた対応

### 2) 継続的な周知・啓発事業の実施

- ① 学校や地域における環境教育・環境学習の推進
- ② 地球温暖化対策イベントの充実

### 3) 本市施設及び民間施設への新エネルギーの普及・導入

- ① 本市施設への太陽光発電等の設置促進
- ② 市民等に対する太陽光発電等設置への支援

### 4) 横須賀市地球温暖化対策地域協議会の充実強化

- ① NPO法人化の推進
- ② 自主財源の確保、会員及び活動の拡充
- ③ 地域地球温暖化対策防止活動センターとしての機能

## 4 家庭ごみの有料化の検討について

### 1 国の動向

- ・ 環境省は、平成17年5月、廃棄物処理法に基づき、わが国の廃棄物処理の方向性や目標を定める基本方針を改正し、その中で、地方自治の役割として「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との文言を盛り込み、国の方針として初めて有料化推進を打ち出した。
- ・ また、平成19年6月、ごみ有料化を導入する際の指針となる「一般廃棄物処理有料化の手引き」を作成し、全国の自治体に示している。

### 2 全国の有料化の状況（平成20年7月現在）

区分	団体数	有料化団体数	実施率(%)
市・区	806	404	50.1
町	812	522	64.6
村	193	117	60.6
合計	1,811	1,043	57.6

※ 上記には、「粗大ごみだけ有料」、「定額制（1世帯〇円）」は含んでいない。

※ 山谷修作「全国市町村家庭ごみ有料化状況調査」より。

神奈川県内19市では、大和市（2006年7月）、藤沢市（2007年10月）の2市

### 3 本市における検討の必要性

- ・ 新たな焼却施設整備を控え、環境負荷軽減や財政負担抑制の面から、排出されるごみ量のより一層の減量化対策
- ・ ごみを出す人と減らす努力をしている人との負担の公平化
- ・ 「ごみになるものは買わない・使わない」という減量意識の一層の向上

### 4 検討上の課題

- ・ 戸別収集方式（コスト増）とステーション方式（違反ごみの取り扱い）
- ・ 手数料設定方法と手数料用途の明確化
- ・ 有料制導入時に増加が懸念される不法投棄防止対策

### 5 今後の検討方法

環境部内の関係課で構成する「検討委員会」を設置し、検討を進めていく。

## 5 廃棄物（ごみ）の処理実績について

### (1) 種類別排出量の推移

単位：トン

区分	年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	18年度19年度比較	
							増 減	増減割合
燃 せ る ご み		121,447	120,587	121,277	114,176	110,379	△ 3,797	△ 3.3%
不 燃 ご み		7,409	6,875	6,425	6,547	6,231	△ 316	△ 4.8%
資 源 ご み <sup>注1</sup>		20,316	19,614	19,317	19,282	18,328	△ 954	△ 4.9%
缶・びん・ペットボトル		9,562	9,133	8,753	8,514	8,152	△ 362	△ 4.3%
容器包装プラスチック		10,742	10,468	10,553	10,755	10,169	△ 586	△ 5.4%
紙		12	13	11	13	7	△ 6	△ 46.2%
粗 大 ご み		3,577	3,279	3,108	3,118	3,006	△ 112	△ 3.6%
乾 電 池		123	116	102	103	110	7	6.8%
小 計		152,872	150,471	150,229	143,226	138,054	△ 5,172	△ 3.6%
集 団 資 源 回 収		38,359	37,211	36,666	36,045	34,775	△ 1,270	△ 3.5%
合 計		191,231	187,682	186,895	179,271	172,829	△ 6,442	△ 3.6%

注1) 資源ごみの、缶は缶や金属素材、びんはガラス製品、ペットボトルはプラスチック原料等、容器包装プラスチックは再生品等に、紙類は再生紙に再利用されている。

### (2) 資源化率の推移

区分	年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	18年度19年度比較	
							増 減	増減割合
資 源 化 率		38.3%	37.8%	37.8%	38.2%	38.1%	△ 0.1%	-